

自己点検・自己評価

2021年10月1日
大阪国際教育学院

本校は告示校として、日本語教育期間の告示基準第1項第18号に規定されている、教育水準の向上と適切な業務運営を継続させるため、自己点検及び自己評価項目を設定して定期的に点検・評価を行う。

自己点検・自己評価は、5段階評価（5：達成している 4：ほぼ達成している 3：どちらともいえない 2：取り組みを検討中 1：改善が必要）で行う。

①理念・教育目標	評価
1-1 理念・教育目標・育成する人材像が定められている。	5
1-2 学校の理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが学生に周知されている。	5
1-3 理念、教育目標が社会の要請に合致していることを確認している。	5
1-4 理念、教育目標及び育成する人材像が、教職員及び学生に周知されている。	5

「愛情、情熱、熱意」の理念の下、母国の家族に代わって学生を慈しみ、時には厳しく、常に真摯に向き合った指導を行う。日本語と日本の文化、生活習慣をよく理解した学生が日本や母国の社会で活躍することによって、国際交流の発展に寄与することが目標である。

②学校運営	評価
2-1 日本語教育機関の告示基準に適合している。	5
2-2 短期及び中長期の運営方針と経営目標が明確化され、教職員に周知されている。	5
2-3 管理運営の諸規程が整備され、規程に基づいた運営が行われている。	5
2-4 意思決定が組織的に行われ、かつ、効率的に機能している。	5
2-5 予算編成が適切に行われ、執行ルールが明確である。	5
2-6 外部からの情報収集が効率的に行われ、かつ、共有化する仕組みがある。	5
2-7 学生、入学志願者及び経費支弁者に対して、理解できる言語で情報提供を行っている。	5
2-8 授業や運営に関する学生からの相談、苦情等の担当者が特定され、適切に対処している。	5
2-9 業務の見直し及び効率的な運営の検討が定期的、かつ、組織的に行われている。	5

当校は開校以来一度を除き、出入国在留管理庁が指定する日本語教育機関の告示基準に適合したと認められた「適正校」である。職員間では定期的な会議と共に、各種ツールを用いた情報共有が行われており、迅速な意思決定と執行も図られている。

③教育活動	評価
3-1 理念・教育目標に合致したコース設定をしている。	5
3-2 教育目標達成に向けたカリキュラムを体系的に編成している。	5
3-3 国内、又は国際的に認知されている熟達度の枠組みを参考にしてレベル設定をしている。	5
3-4 教育目標に合致した教材を選定している。	5
3-5 補助教材、生教材を使用する場合は出典を明らかにするとともに、著作権法に留意している。	5
3-6 教育内容及び教育方法について教員間で共通理解が得られている。	5
3-7 教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしている。	5

「2年間の在学中、漢字圏からの留学生は日本語能力試験 N1、非漢字圏からの留学生は N2 を取得させる」ことを前提とした中長期的な視野に基づいてカリキュラムを組み、各クラスの習熟度に応じた教員配置、教材選定を行っている。

④教育活動の実施	評価
4-1 授業開始までに学生の日本語能力を試験等により判定し、適切なクラス編成を行っている。	5
4-2 教員に対して、担当するクラスの学生の学習目的、編成試験の結果、学習歴その他指導に必要な情報を伝達している。	5
4-3 開示されたシラバスによって授業を行っている。	5
4-4 授業記録簿及び出席簿を備え、正確に記録している。	5
4-5 理解度・到達度の確認を実施期間中に適切に行っている。	5
4-6 学生の自己評価を把握している。	5

入学時のプレイスメントテストおよび面接に基づいてクラス分けを行っている。年4回の定期試験に加え、レベルやミッションに応じた小テスト・課題とも照らし合わせながら、学生の習熟度に応じたクラスの移動、再編成にも柔軟に対応している。

⑤成績判定と授業評価	評価
5-1 判定基準及び判定方法が明確に定められ、適切に行われている。また判定基準と方法を開示している。	5
5-2 成績判定結果を的確に学生に伝えている。	5
5-3 判定基準及び判定方法の妥当性を定期的に検証している。	5
5-4 授業評価を定期的に実施している。	5
5-5 評価体制、評価方法及び評価基準が適切である。	5

成績評価に関しては従前より、定期試験の成績を基準とした「優（100点満点の80点以上）・良（70点以上）・可（60点以上）・不可（59点以下）」の4段階で行ってきたが、優秀な学生に対する評価を高めるため、2021年度より90点以上の学生に対する新評価「秀」を追加した。

⑥教育活動を担う教職員	評価
6-1 校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容及び責任と権限を明確に定めている。	5
6-2 教育目標達成に必要な教員の知識、能力及び資質を明示している。	5
6-3 教員及び職員の採用方法及び雇用条件を明文化している。	5
6-4 教員及び職員の研修等により教育の質及び支援力強化のための取組をしている。	5
6-5 教育機関としての信頼を高めるため、倫理観、振る舞い、ハラスメント防止等に関する研修を行っている。	4
6-6 教員及び職員の評価を適切に行っている。	5

教員の研修については専ら教務面に限られており、学生対応時の心構えについては個別の指導・助言が中心となっていた。今後、研修計画について見直す中で、教職員全体の認識の統一を図りうる、明文化されたプログラムを作成しなければならないという認識である。

⑦教育成果	評価
7-1 入学から修了・卒業までの学習成績を記録、保管し、適正に管理している。	5
7-2 修了・卒業の判定を適切に行っている。	5
7-3 日本留学試験、日本語能力試験等の外部試験の結果を把握している。	5
7-4 卒業又は修了後の進路を把握している。	5
7-5 卒業生及び修了生の状況を把握するための取組を行い、進学先、就職先等での状況や社会的評価を把握している。	5

外部試験は学校で一括して申込を行っており、特に日本語能力試験に関しては合格者数の増加、より高いレベルでの合格に向けて、教職員が一丸となって取り組んでいる。進学・就職についてもきめ細かく対応しており、卒業後も大学・専門学校等と緊密に連絡を取っている。

⑧学生支援	評価
8-1 学生支援計画を策定し、支援体制を整備している。	5
8-2 生活指導責任者が特定され、その職務内容及び責任と権限を明確に定めている。担当者が複数名の場合は、責任者が特定され、それぞれの責任と権限を明確化している。また、これらの者を学生及び教職員に周知している。	5
8-3 日本社会を理解し、適応するための取組を行っている。	5
8-4 留学生活に関するオリエンテーションを入学直後に実施し、また、在籍者全員を対象に定期的に実施している。	5
8-5 住居支援、アルバイトに関する指導及び支援を行っている。	5
8-6 健康、衛生面について指導する体制を整えている。	5
8-7 対象となる学生全員が国民健康保険に加入している。	5
8-8 重篤な疾病や傷害のあった場合の対応、及び感染症発生時の措置を定めている。	5

8-9 交通事故等の相談体制を整備している。	5
8-10 危機管理体制を整備している。	5
8-11 火災、地震、台風等の災害発生時の避難方法、避難経路、避難場所等を定め、避難訓練を定期的実施している。	4
8-12 気象警報発令時の措置を定め、教職員及び学生に周知している。	5

入学後、授業開始に先立ってオリエンテーションを実施し、日本での生活に際して必要な指導を行っている。以降も学生の母国語を解するスタッフが常時支援し、安心・安全な留学生活を送れるよう配慮している。個々の学生の金銭的な事情もあるため、留学生保険に関しては任意加入としているが、自転車通学の学生に対しては自転車保険に必ず加入させるなど、メリハリのある対応を行っている。避難訓練の定期的な実施には至っていないが、校外学習として「阿倍野防災センター」「津波・高潮ステーション」といった防災関連施設の見学を行うなど、学生の防災意識の向上に努めている。

⑨進路に関する支援	評価
9-1 進路指導担当者を特定している。	5
9-2 学生の希望する進路を把握している。	5
9-3 進学、就職等の進路に関する最新の資料が備えられ、学生が閲覧できる状態にある。	5
9-4 入学時からの一貫した進路指導を行っている。	5

進路指導については入学後の早い段階から行っており、定期的な面談を通じて明確な進路選定を促している。年1回、学生の志望状況に応じて大学・専門学校の担当者を招いた「学内進学説明会」を実施している他、各学校のオープンキャンパスへの参加を推奨している。校内の自習室には日本全国の大学・専門学校の資料を備えている他、パンフレット等を自由に持ち帰られるよう、専用のコーナーも設けている。

⑩入国・在留に関する指導及び支援	評価
10-1 入管事務担当者を特定し、その職務内容及び責任と権限を明確に定めている。	5
10-2 担当者は、研修受講等により最新、かつ、適切な情報取得を継続的に行っている。	5
10-3 地方出入国在留管理局により認められた申請等取次者を配置している。	5
10-4 入管法上の留意点について学生への伝達、指導等を定期的に行っている。	5
10-5 在留に関する学生の最新情報を正確に把握している。	5
10-6 在留上、問題のある学生への個別指導を行っている。	5
10-7 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組を継続的に行っている。	5

当校では毎月ごとに出席率が90%を下回った学生に対して面談を実施しており、問題行動に移る前の段階で改善を促している。全学生のSNSを把握し、各種の連絡や注意喚起にも利用している。警察と協力し、交通安全および防犯のための講習会を実施するなど、法令違反を防ぐための取り組みは常時行っている。

⑪教育環境	評価
11-1 教室内は、十分な照度があり、換気がなされているとともに、語学教育を行うのに必要な遮音性が確保されている。	5
11-2 授業時間外に自習できる部屋を確保している。	5
11-3 教育内容及び学生数に応じた図書やメディアが整備され、常時利用可能である。	5
11-4 視聴覚教材や IT を利用した授業が可能な設備や教育用機器を整備している。	5
11-5 教員及び職員の執務に必要なスペースを確保している。	5
11-6 同時に授業を受ける学生数に応じた数のトイレを設置している。	5
11-7 法令上必要な設備等を備えている。	5
11-8 廊下、階段等は、緊急時に危険のない形状である。	5

当校の校舎は自己所有であり、冷暖房を完備し、学習に必要な全ての設備を備えている。

⑫入学者の募集と選考	評価
12-1 理念・教育目標に沿った学生の受入方針を定め、年間募集計画を策定している。	5
12-2 機関に所属する職員が入学志願者に対して情報提供や入学相談を行っている。	5
12-3 教育内容、教育成果を含む最新、かつ、正確な学校情報、求める学生像、及び応募資格と条件が入学希望者の理解できる言語で開示されている。	5
12-4 海外の募集代理人（エージェント等）に最新、かつ、正確な情報提供を行うとともに、その募集活動が適切に行われていることを把握している。	5
12-5 入学選考基準及び方法が明確化され、適切な体制で入学選考を行っている。	5
12-6 学生情報を正確に把握し、提出された根拠資料等により確認を行っている。不法残留者を多く発生させている国からの志願者については、学校関係者（職員等）が面接などの調査を行うよう努めている。	5
12-7 入学志願者の学習能力、勉学意欲、日本語能力等を確認するとともに、受け入れるコースの教育内容が志願者の学習ニーズと合致することを確認している。	5
12-8 入学検定料、入学金、授業料、その他納付金の金額及び納付時期、並びに学費以外に入学後必要になる費用が明示されている。	5
12-9 関係諸法令に基づいた学費返還規程が定められ、公開されている。	5

世界各国の仲介機関と提携し、募集要項に基づいた適切な募集活動を行っている。新型コロナウイルス禍で現地での面接は不可能な状況だが、Skype や WeChat、LINE を用いて入学希望者全員に面接を実施している。学費等の各種情報はホームページ（<http://inter-edu.co.jp/>）に掲載している。

⑬財務	評価
13-1 財務状況は、中長期的に安定している。	5
13-2 予算・収支計画の有効性及び妥当性が保たれている。	5
13-3 適正な会計監査が実施されている。	5

計画に基づいて適切に学校を運営しており、適正な会計監査により財務状況の妥当性を精査している。

⑭法令遵守	評価
14-1 法令遵守に関する担当者を特定している。	5
14-2 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組を行っている。	5
14-3 個人情報保護のための対策をとっている。	5

会議や研修を通じて教職員のコンプライアンス意識を高め、法令順守を徹底している。

⑮地域貢献・社会貢献	評価
15-1 日本語教育機関の資源・施設を利用した社会貢献・地域貢献を行っている。	4
15-2 学生ボランティア活動への支援を行っている。	4
15-3 公開講座等を実施している。	2

現在はコロナ禍のため休止状態にあるが、以前は地元小学校の要請に基づき、希望する学生が訪問して国際交流イベントを行っていた。感染状況が落ち着くことが前提だが、再開を希望している。

当校では中国語教室（大阪東方語文学院）を併設しており、こちらでは地域の日本人も受け入れているが、公開講座等の実施には至っていないため、今後の検討課題としたい。